

監 査 報 告 書

平成15年6月18日

独立行政法人 国立美術館
理事長 辻村哲夫 殿

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 清水至
関与社員

関与社員 公認会計士 加藤暢一

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人国立美術館（以下、「法人」という。）の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類及び附属明細書（以下、「財務諸表」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

この監査に当たって、当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）について、法人の採用する会計処理の原則及び手続は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる財務諸表の表示方法に関する基準に準拠しているものと認められた。よって、財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、法人による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

法人と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上